

公益財団法人大分県自治人材育成センターと 国立大学法人大分大学との連携に関する協定書

公益財団法人大分県自治人材育成センター（以下「自治人材育成センター」という。）と国立大学法人大分大学（以下「大分大学」という。）は、大分県内自治体職員と大分大学職員の人材育成に関して相互に連携し、住民福祉の増進と地域の振興に貢献することを目的として、この協定書を締結する。

（連携事項）

第1 両者は、次の項目について連携を推進する。

- 一 相互の人材育成への協力
- 二 地域での人材育成の取組への支援
- 三 その他連携の目的を達するために必要な事項

（連携の方法）

第2 連携の形式及び連携による成果の利用方法等については、各々の事項に応じて両者間で協議する。なお、この連携協定が意義あるものとなるよう、必要に応じて協議の場を設け推進を図る。

(効力の発生)

第3 本協定は両者の代表が署名した日に発効し、以後3年間有効とする。ただし、両者のいずれからも申し出がない場合は、3年毎に自動的に更新されるものとする。

(その他)

第4 この協定書に定めのない事項については、自治人材育成センターと大分大学が協議の上、決定するものとする。

本協定書は2通作成し、いずれも正文とする。

平成26年 7月29日

公益財団法人 大分県自治人材育成センター 会長

国立大学法人 大分大学長
